

委 託 仕 様 書

業 務 名：旭西排水センター及び各ポンプ場し渣搬出業務委託（単価契約）

履行場所：岡山市北区七日市西町6番10号ほか

履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第1章 総 則

第1節 一般事項

（目 的）

第1条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は現場説明書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

（提出書類）

第2条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

（契約時に提出するもの）

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 課税事業者届 | 1部 |
| 2. 委託業務着手届 | 1部 |
| 3. 工程表（委託作業表） | 1部 |
| 4. 業務責任者及び主任技術者届 | 1部 |
| 5. 下請負通知書（下請けがある場合） | 1部 |
| 6. 一般廃棄物収集運搬業許可証（写） | 1部 |
| 産業廃棄物収集運搬業許可証（写） | 1部 |
| 運搬車両一覧表 | 1部 |

（運搬があった月に提出するもの）

- | | |
|--------------------------|-----|
| 7. 委託報告書（○月分）、運搬報告書（○月分） | 各1部 |
| 8. 一般廃棄物処理手数料集計表（後納分） | 1部 |
| 9. マニフェスト伝票、一廃用搬出伝票（写） | 各1部 |
| 10. 請求書（運搬分、後納手数料分） | 各1部 |

（業務完了時に提出するもの）

- | | |
|------------------|----|
| 11. 委託業務完了通知書 | 1部 |
| 12. 委託写真帳（A4カラー） | 1部 |

（指示した時提出するもの）

- | | |
|-------------------|----|
| 13. その他監督員の指示する書類 | 1式 |
|-------------------|----|

(業務責任者)

第3条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。
これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。
また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

(業務用電力等)

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。
なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第 11 条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片付け及び清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第 12 条 別契約の関連作業 [工事、修繕、委託等] については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理も含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第 13 条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第 14 条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S 等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第 15 条 1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3. 1 及び 2 以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(検 査)

第 16 条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

(委託概要)

第1条 本業務は、旭西排水センター及び各ポンプ場の沈砂池等から排出されるし渣を搬出・分別・運搬し、機場維持管理の安定と廃棄物の適正な処分を行うものである。

(関係法令の遵守)

第2条 受託者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の他、施行令、通達等を遵守しなければならない。

また、搬入先の処理施設において、墜落制止用器具の着用が必要となる場合は、遵守すること。

(履行細則)

第3条 1、本業務において旭西排水センター、巖井、笹ヶ瀬、古新田、錦の各ポンプ場から排出されるし渣は産業廃棄物（廃プラスチック類）に分類される。この各機場から搬出されるし渣は4 t ダンプトラック（水密）に積み込みをして東部クリーンセンターに搬入すること。

2、岡南、万成、平田、当新田、田中、浦安、北長瀬、今保、白石の各ポンプ場から排出されるし渣は一般廃棄物に分類される。この各機場から搬出されるし渣は4 t ダンプトラック（水密）に積み込み万成ポンプ場まで運搬し、可燃物と不燃物に分別する。可燃物は4 t ダンプトラック（水密）で東部クリーンセンターに搬入すること。不燃物（空き缶、空き瓶、金属類等）は、不燃物籠に保管しておく。

なお、不燃物籠に保管した不燃物のうち、空き缶、空き瓶、金属類等が満杯（2籠）になった場合は、2 tトラックで東部リサイクルプラザに搬入すること。

3、天瀬ポンプ場から排出されるし渣は産業廃棄物に分類される。天瀬ポンプ場から搬出されるし渣は4 t ダンプトラックに積み込みをして旭西排水センターのし渣洗浄装置へ搬入すること。

4、運搬先は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに東部クリーンセンターが基本であるが、運搬先が定期修理等で稼働していない場合は、協議して運搬先を変える場合がある。

5、搬出依頼後、原則5営業日以内に搬出すること。（雨季、台風などの緊急時は、より迅速に搬出できるよう対応すること。）

(運搬時及び処理施設の環境保全)

第4条 受託者は、運搬時には細心の注意を払い、第3条の1項、2項、3項で使用する運搬車は、荷台を嵩上げした4 tのダンプトラックを使用する。ただし、荷台高さは次表のシャッター及びホッパー最低部の高さ以下とすること。

また、荷台は汚水漏れのない水密構造とし、運搬時に悪臭等をまき散らさないよう覆蓋車、又はシート等で荷台上部を覆って運搬をすること。

次表 (参考) 各機場の入口シャッター有・無 及び し渣ホッパー等の寸法

	機 場 名	入口シャッター		ホッパー		備 考 し渣搬出方法
		有	幅(m)×高(m)	ホッパー 底部高さ (m)	汚水受樋 装置高さ (m)	
1	旭西排水センター	○	6.7×3.8	2.7	2.4	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
2	巖井ポンプ場	○	5.3×2.4	2.2	2.1	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
3	笹ヶ瀬ポンプ場(No.1)	—	—	2.8	2.2	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
	笹ヶ瀬ポンプ場(No.2)	—	—	2.8	2.2	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
4	古新田ポンプ場	○	4.8×3.5	-0.1	3.0	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
5	岡南ポンプ場(北側)	—	—	2.9	2.2	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
	岡南ポンプ場(南側)	—	—	2.9	2.2	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
6	万成ポンプ場	—	—	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ
7	平田ポンプ場	—	—	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ
8	当新田ポンプ場	○	5.0×3.9	2.6	2.2	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
9	田中ポンプ場	—	—	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ
10	浦安ポンプ場	—	—	2.8	2.3	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
11	北長瀬ポンプ場	—	—	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ
12	錦ポンプ場	○	4.0×3.5	3.1	2.8	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ
13	天瀬ポンプ場(東側)	—	—	2.5	2.4	し渣はホッパーを開閉して運搬車へ 2カ所で1車として旭西まで運搬
	天瀬ポンプ場(西側)	○	3.2×2.9	2.5	2.1	
14	今保ポンプ場	○	3.0×4.0	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ
15	白石ポンプ場	○	3.0×4.0	—	—	し渣籠をホイストで吊り上げて運搬車へ

(業務内容)

第5条 1、各機場における運搬先、内容、年間予定搬出量は下記のとおりとする。

	機 場 名	内 容	運 搬 先	予定搬出量
1	旭西排水センター	し渣搬出及び運搬	東部クリーンセンター	7 t 以内
2	巖井ポンプ場	し渣搬出及び運搬	東部クリーンセンター	2 t 以内
3	笹ヶ瀬ポンプ場	し渣搬出及び運搬	東部クリーンセンター	7 t 以内
4	古新田ポンプ場	し渣搬出及び運搬	東部クリーンセンター	2 t 以内
5	岡南ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	55 m ³ 以内
6	万成ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	20 m ³ 以内
7	平田ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	10 m ³ 以内
8	当新田ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	40 m ³ 以内
9	田中ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	10 m ³ 以内
10	浦安ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	20 m ³ 以内
11	北長瀬ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	6 m ³ 以内
12	錦ポンプ場	し渣搬出及び運搬	東部クリーンセンター	20 t 以内
13	天瀬ポンプ場	し渣搬出及び運搬	旭西排水センター	10 m ³ 以内
14	今保ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	15 m ³ 以内
15	白石ポンプ場	し渣搬出及び分別、運搬	東部クリーンセンター	15 m ³ 以内
16	不 燃 物	搬出及び運搬	東部リサイクルプラザ	5 m ³ 以内

(注) 予定搬出量は予定数量であり決定数量ではない。

2、各機場の所在地及び1回あたりの搬出量及び運搬費の計算は下記のとおりとする。

	機 場 名	所 在 地	1回当たり搬出量		1回当たり運搬費
1	旭西排水センター	北区七日市西町6番10号	5m ³		計量重量 (t) × 契約単価
2	巖井ポンプ場	北区富町二丁目6番30号	5m ³		計量重量 (t) × 契約単価
3	笹ヶ瀬ポンプ場	北区野殿西町1番3	5m ³	2箇所 5m ³ とする。	計量重量 (t) × 契約単価
4	古新田ポンプ場	南区古新田990番地1	3m ³		計量重量 (t) × 契約単価
5	岡南ポンプ場	南区築港元町8番8号	5m ³	2箇所 5m ³ とする。	5m ³ × 契約単価
6	万成ポンプ場	北区谷万成二丁目12番7号	5m ³	2籠 5m ³ とする。	5m ³ × 契約単価
7	平田ポンプ場	南区米倉151番地2	5m ³		5m ³ × 契約単価
8	当新田ポンプ場	南区当新田267番地1	5m ³		5m ³ × 契約単価
9	田中ポンプ場	北区田中581番地先	5m ³	5籠 5m ³ とする。	5m ³ × 契約単価
10	浦安ポンプ場	南区築港栄町10番地15	5m ³		5m ³ × 契約単価
11	北長瀬ポンプ場	北区北長瀬2105番	3m ³	3籠 3m ³ とする。	3m ³ × 契約単価
12	錦ポンプ場	南区藤田2356番地1	5m ³		計量重量 (t) × 契約単価
13	天瀬ポンプ場	北区京橋南町1番10号	5m ³	2箇所 5m ³ とする。	5m ³ × 契約単価
14	今保ポンプ場	北区今保字北川306番1	3m ³	8籠 3m ³ とする。	3m ³ × 契約単価
15	白石ポンプ場	北区白石字野田403番1	3m ³	8籠 3m ³ とする。	3m ³ × 契約単価
16	(不燃物) 万成ポンプ場	北区谷万成二丁目12番7号	5m ³	2籠 5m ³ とする。	5m ³ × 契約単価

(搬入場所及び搬入時間)

第6条 搬入場所及び搬入時間等は次のとおりとする。

1、可燃物(産業廃棄物)

搬入場所 東部クリーンセンター 岡山市東区西大寺新地453-5
搬入時間 月曜日～金曜日 午後3時迄に搬入すること。

2、可燃物(一般廃棄物)

搬入場所 東部クリーンセンター 岡山市東区西大寺新地453-5
搬入時間 月曜日～金曜日 午後3時迄に搬入すること。

3、不燃物(リサイクル可能品)

搬入場所 東部リサイクルプラザ 岡山市東区西大寺新地453-5
搬入時間 月曜日～金曜日 開業時間に搬入すること。

4、天瀬ポンプ場のし渣

搬入場所 旭西排水センター 岡山市北区七日市西町6番10号
搬入時間 月曜日～金曜日 午後3時迄に搬入すること。

(各種伝票等の提出)

第7条 毎月月末締めでの請求に合わせて提出するマニフェストほか各種伝票等

	機 場 名	毎月月末締めで提出する伝票	廃棄物種別
①	旭西排水センター 巖井ポンプ場 笹ヶ瀬ポンプ場 錦ポンプ場 古新田ポンプ場	マニフェスト A票 マニフェスト B2票	産業 廃棄物
②	岡南ポンプ場 万成ポンプ場 平田ポンプ場 当新田ポンプ場 田中ポンプ場 浦安ポンプ場 北長瀬ポンプ場 今保ポンプ場 白石ポンプ場 不燃物(万成ポンプ場)	搬出伝票(運搬業者用)	一般 廃棄物
③	天瀬ポンプ場	マニフェスト A票 マニフェスト B2票 マニフェスト C1票、D票、E票	産業 廃棄物

(委託代金の支払い)

第8条 委託代金の支払いは、毎月末請求、翌月以降支払いとする。

2 第7条の岡南、万成、平田、当新田、田中、浦安、北長瀬、今保、白石の各ポンプ場から排出されるし渣及び不燃物の運搬毎にかかる処分費（一般廃棄物処理手数料）は、受託者にて一旦負担することとし、月末集計して運搬費の請求にあわせて処分費の請求を本市にすること。

後日、本市より受託者に運搬費と合わせて処分費を支払うものとする。

なお、旭西排水センター、巖井、笹ヶ瀬、古新田及び錦ポンプ場から排出されるし渣の運搬毎にかかる処分費（産業廃棄物処理手数料）については発注者が岡山市へ支払うものとする。

* 《参考》 岡山市 一般廃棄物処理手数料 18,000円/t
岡山市 産業廃棄物処理手数料 25,000円/t

(秘密保持等)

第9条 受託者は、当該委託契約履行上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

(疑義等)

第10条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議の上定めるものとする。

(その他)

第11条 受託者は本仕様書に明記されていない事項であっても、当業務遂行上当然必要な業務は良識ある判断に基づいてこれを行わなければならない。

(図面一覧)

第12条 各機場の位置図、平面図等

	機 場 名	図 面 名 称
No.1	関係全機場	旭西排水センター・各ポンプ場位置図
No.2	旭西排水センター	旭西排水センターし渣ホッパー及び、し渣搬入シャッター位置図
No.3	巖井ポンプ場	巖井ポンプ場ホッパー位置図
No.4	笹ヶ瀬ポンプ場	笹ヶ瀬ポンプ場ホッパー位置図
No.5	古新田ポンプ場	古新田ポンプ場平面図
No.6	岡南ポンプ場	岡南ポンプ場ホッパー位置図
No.7	万成ポンプ場	万成ポンプ場し渣コンテナ位置図
No.8	平田ポンプ場	平田ポンプ場し渣コンテナ位置図
No.9	当新田ポンプ場	当新田ポンプ場ホッパー位置図
No.10	田中ポンプ場	田中ポンプ場一般平面図
No.11	浦安ポンプ場	浦安ポンプ場構内図
No.12	北長瀬ポンプ場	北長瀬ポンプ場平面図
No.13	錦ポンプ場	錦ポンプ場一般平面図
No.14	天瀬ポンプ場	天瀬ポンプ場し渣ホッパー位置図
No.15	今保ポンプ場	今保ポンプ場一般平面図
No.16	白石ポンプ場	白石ポンプ場一般平面図
No.17	東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ	東部クリーンセンター・東部リサイクルプラザ搬入経路図
No.18	東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ	東部クリーンセンター・東部リサイクルプラザ場内配置図 ・産廃搬入箇所図